

法 学 号 外
平成 28 年 7 月 20 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

消費者教育の充実について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

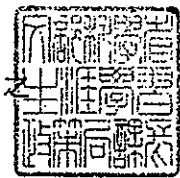
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

28受生参学第6号
平成28年7月12日

各都道府県・政令指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する各学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項 殿
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 長
各 公 私 立 短 期 大 学 担 当 課 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長

高橋 雅之



(印影印刷)

消費者教育の充実について (依頼)

日頃より、消費者教育の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、消費者庁の消費者教育推進会議において、「学校における消費者教育の充実に向けて」が提案され、別紙のとおり消費者庁から周知依頼がありました。

本提案においては消費者教育の機会の確保、教員の消費者教育指導力向上のための教育・研修、外部人材の活用等について、学校における消費者教育の充実に向けた提案がなされております。

また、関連して文部科学省が平成27年度に作成した「いつでも どこでも だれでも できる！消費者教育のヒント&事例集」でも消費者教育を通じて育む力や実践でのヒントを紹介しておりますので、取組の参考として御覧ください。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、附属学校を置く各国立大学におかれてはその管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び当該学校設置会社が設置する学校に対して、周知いただきますようよろしくお願いいたします。

「いつでも どこでも だれでも できる！消費者教育のヒント&事例集」

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm

【本件連絡先】

生涯学習政策局男女共同参画学習課

消費者教育推進係 山本、岩田

連絡先 03-5253-4111 (内線 3462)

岩手県

28.7.19

法学第

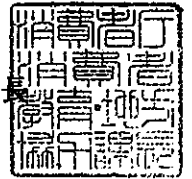
号



消教地第276号
平成28年6月23日

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 殿

消費者庁消費者教育・地方協力課長



学校における消費者教育の充実について（依頼）

平素より消費者政策、とりわけ消費者教育の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、消費者教育推進会議(*)から「学校における消費者教育の充実に向けて」が以下のとおり提案されました。

については、本提案を関係機関等に対して広く周知していただくとともに、必要な助言等をお願いします。

なお、本提案の要旨については別添のとおりです。

(*) 消費者教育推進会議

「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）第19条に基づき設置。任務は、①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して委員相互の情報の交換及び調整を行うこと、②「消費者教育の推進に関する基本的な方針」について意見を述べること。

○学校における消費者教育の充実に向けて（平成28年4月28日）

http://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/other/pdf/school_education_summary.pdf

http://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/other/pdf/school_education_text.pdf

<本件連絡先>

消費者庁消費者教育・地方協力課 北崎

電話：03(3507)8800 内線：2146

「学校における消費者教育の充実に向けて」提案要旨

I 消費者教育の機会の確保について

1. 家庭科や社会科などの特定の教科・科目を通じて行われる必要は必ずしもなく、様々な教科・科目を通じて行うことや、教科横断的に相互を関連付けて行うことが可能である。
2. 学校全体として取り組み、各学年、各科目の取組を集約して校内で情報共有することでより一層効果的な消費者教育が可能になる。
3. 既に地域において実践されている授業展開方法を、地域の消費者教育の拠点としての役割が期待される消費生活センターや教育委員会が事例として収集し、提供する仕組みも効果的である。

II 教員の消費者教育指導力向上のための教育・研修について

様々な機会を通じて教員に研修を実施することにより、学校教育における消費者教育の重要性を認識することになる。特に、教員研修における実践面を重視し、校外研修先に消費生活センターを加えることが考えられる。

III 外部人材の活用について

1. 外部講師に広がりを持たせることを考え、独立行政法人国民生活センター等で研修を受けた外部講師が地域において自身以外の外部講師へ手法を伝達する仕組みの構築が不可欠である。
2. 実際に学校のニーズに応じた授業を展開するためには、対象となる学校・教員との事務連絡・調整が重要である。

なお、消費者教育の推進に関連した事項については、以下のページも御参照ください。

○消費者庁「消費者教育ポータルサイト」(教材等の紹介)

<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

○消費者庁「消費者教育実践情報」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/index.html

○国民生活センター「教員を対象にした消費者教育講座」及び「消費者教育学生セミナー」

<http://www.kokusen.go.jp/seminar/info.html>